

# 2015年度から 介護保険制度が 改正されました

2015年度に、3年ごとに見直される介護保険制度の改正が行われました。すでに4月から下記の④⑤の改正を実施していますが、さらに8月からは下記の①～③が改正されます。

新たな制度では、利用者に負担をお願いするものもありますが、介護保険サービスにかかる費用が増加する中、制度を維持していくため、ご理解をお願いします。

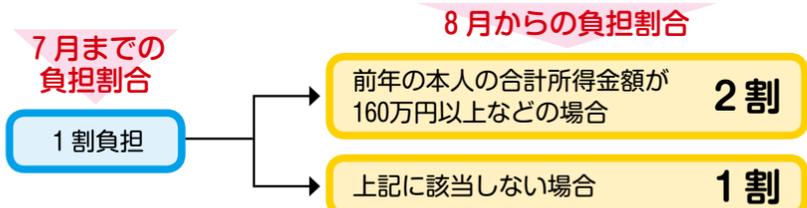
問①～③について＝介護保険課☎724・4366FAX050・3101・6664

④について＝介護保険課☎724・4364FAX050・3101・6664

⑤について＝いきいき総務課☎724・3291FAX050・3101・4315

## 1 65歳以上の介護保険サービス利用者の負担割合が2割に変わります

65歳以上で一定以上の所得がある方が介護保険サービスを利用したときの利用者負担が、1割から2割に変更になります。



### 【新たに「介護保険負担割合証」が発行されます】

要支援・要介護認定を受けている方には、毎年7月に「介護保険負担割合証」を発行する予定です。

介護保険サービスを受ける際は、必ずこの負担割合証を提示して下さい。

負担割合は1割または2割



介護保険負担割合証

## 2 所得の低い方の施設利用時の食費・居住費を軽減する制度の適用要件が変わります

預貯金などが、単身で1000万円（相当）以下・夫婦で2000万円（相当）以下の市民税非課税世帯の方が対象です。別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税であることが必要です。

### 7月までの適用要件

#### 所得要件

市民税非課税世帯

### 8月からの適用要件

#### 資産要件

預貯金などが一定額以下であること  
・単身で1000万円(相当)以下  
・夫婦で2000万円(相当)以下

#### 所得要件

市民税非課税世帯で、別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税であること

## 3 サービス利用料の利用者負担が高額になったときに一部をお返りする制度が変更になります

介護保険では、1か月ごとの利用者負担額が所得区分に応じた負担上限額を超えた場合、その超えた額を高額介護サービス費として還付（対象となる方には、申請書を送付）しています。

その所得区分のうち、新設される「現役並み所得相当」に該当する方について、世帯の負担上限額が3万7200円から4万4400円に引き上げられます。  
※現役並み所得相当＝同一世帯に課税所得145万円以上の方がいて、高齢者の年収が単身で383万円以上、夫婦で520万円以上

### 7月までの負担上限額

市民税課税世帯  
3万7200円

### 8月からの負担上限額

市民税課税世帯で現役並み所得相当の方  
4万4400円

市民税課税世帯で上記以外の方  
3万7200円

※市民税非課税世帯・生活保護受給者は、変更ありません

## 4 介護保険料を改定しました

今後3年間に必要とされる介護サービス量の見込みから、総事業費の見込額を算出すると約905億円となります。第1号被保険者（65歳以上の方）にはその内22%を負担していただくため、年額基準額が6万4600円となりました。所得段階別保険料額は、右表をご覧ください。

各個人の介護保険料額については、7月に送付する介護保険料決定通知書でご確認下さい。

### 【低所得者の負担軽減を拡充しました】

第1段階の方の介護保険料について、消費税を財源とした公費を投入することで、保険料率を0.5から0.45に軽減しました。

### 【所得段階区分を変更しました】

介護保険法の改正により、改正前の第1段階と第2段階を第1段階に統合しました。

また、改正前の第9段階を、第10～第12段階に分割することで、負担能力に応じた、より細やかな段階設定としました。

## 5 特別養護老人ホームの入所基準が変わりました

特別養護老人ホームの新規入所は、原則として要介護3以上の方に限定されました。

### 所得段階別保険料額

※赤字・赤枠部分が変更した部分です

| 市民税課税状況 |    | 要件              | 第5期事業計画<br>(2012～2014年度) |           |          | 第6期事業計画<br>(2015～2017年度) |           |          |         |
|---------|----|-----------------|--------------------------|-----------|----------|--------------------------|-----------|----------|---------|
| 世帯      | 本人 |                 | 所得区分                     | 保険料率      | 年額保険料(円) | 所得区分                     | 保険料率      | 年額保険料(円) |         |
| 非課税     |    | 生活保護受給者         | 第1段階                     | 0.45      | 26,500   | 第1段階                     | 0.45      | 29,100   |         |
|         |    | 老齢福祉年金受給者       | 第2段階                     | 0.5       | 29,500   | 第2段階                     | 0.625     | 40,400   |         |
| 非課税     |    | 課税年金収入額と合計所得の合計 | 80万円以下                   | 特例第3段階    | 0.625    | 36,900                   | 第3段階      | 0.75     | 48,500  |
|         |    |                 | 80万円超<br>120万円以下         | 第3段階      | 0.75     | 44,200                   | 第3段階      | 0.8      | 51,700  |
|         |    |                 | 120万円超                   | 特例第4段階    | 0.8      | 47,200                   | 第4段階      | 1.0      | 64,600  |
|         |    |                 | 80万円以下                   | 第4段階(基準額) | 1.0      | 59,000                   | 第5段階(基準額) | 1.1      | 71,100  |
| 課税      |    | 課税              | 80万円超                    | 第5段階      | 1.1      | 64,900                   | 第6段階      | 1.25     | 80,800  |
|         |    |                 | 125万円未満                  | 第6段階      | 1.25     | 73,800                   | 第7段階      | 1.4      | 90,500  |
|         |    |                 | 125万円以上<br>190万円未満       | 第7段階      | 1.4      | 82,600                   | 第8段階      | 1.6      | 103,400 |
|         |    |                 | 190万円以上<br>300万円未満       | 第8段階      | 1.6      | 94,400                   | 第9段階      | 2.0      | 129,300 |
|         |    |                 | 300万円以上<br>500万円未満       | 第9段階      | 2.0      | 118,000                  | 第10段階     | 2.0      | 129,300 |
|         |    |                 | 500万円以上<br>800万円未満       |           |          |                          | 第11段階     | 2.2      | 142,200 |
|         |    |                 |                          |           |          | 第12段階                    | 2.4       | 155,200  |         |